

種 別	現 行 規 制				次 期 規 制				備 考		
	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値			
ガソリン・LPG車	乗用車	10・15M+11M (g/km) ・ JC08モード (g/km)※3	CO	平成17年 ・ (平成21 年)※4	1.92 (1.15)		CO			次期規制については未定	
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC				
			NOx		0.08 (0.05)		NOx				
			PM※4		0.007 (0.005)		PM				
	軽自動車	10・15M+11M (g/km) ・ JC08モード (g/km)※3	CO	平成19年 ・ (平成21 年) ※4	6.67 (4.02)		CO				次期規制については未定
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC				
			NOx		0.08 (0.05)		NOx				
			PM※4		0.007 (0.005)		PM				
	軽量車 (gvw≤1.7t)	10・15M+11M (g/km) ・ JC08モード (g/km)※3	CO	平成17年 ・ (平成21 年)※4	1.92 (1.15)		CO				次期規制については未定
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC				
			NOx		0.08 (0.05)		NOx				
			PM※4		0.007 (0.005)		PM				
	中量車 (1.7t<gvw≤3.5t)	10・15M+11M (g/km) ・ JC08モード (g/km)※3	CO	平成17年 ・ (平成21 年)※4	4.08 (2.55)		CO				次期規制については未定
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC				
			NOx		0.10 (0.07)		NOx				
			PM※4		0.009 (0.005)		PM				
重量車 (3.5t<gvw)	JE05モード (g/kWh)	CO	平成17年 ・ (平成21 年)※4	21.3 (16.0)		CO			次期規制については未定		
		NMHC		0.31 (0.23)		NMHC					
		NOx		0.9 (0.7)		NOx					
		PM※4		0.013 (0.010)		PM					
ディーゼル車	乗用車	JC08モード (g/km)※3	CO	平成21年	0.84 (0.63)		CO			次期規制については未定	
			NMHC		0.032 (0.024)		NMHC				
			NOx		0.11 (0.08)		NOx				
			PM		0.007 (0.005)		PM				
	軽量車 (gvw≤1.7t)	10・15M+11M (g/km) ・ JC08モード (g/km)※3	CO	平成22年	0.84 (0.63)		CO				次期規制については未定
			NMHC		0.032 (0.024)		NMHC				
			NOx		0.11 (0.08)		NOx				
			PM		0.007 (0.005)		PM				
	中量車 (1.7t<gvw≤3.5t)	10・15M+11M (g/km) ・ JC08モード (g/km)※3	CO	平成22年	0.84 (0.63)		CO				次期規制については未定
			NMHC		0.032 (0.024)		NMHC				
			NOx		0.20 (0.15)		NOx				
			PM		0.009 (0.007)		PM				
	重量車 (3.5t<gvw)	JE05モード (g/kWh)	CO	平成21年 平成22年 ※5	2.95 (2.22)	WHTC (g/kWh) ※6	CO	平成28年 平成29年 平成30年	(2.22)		・平成28年規制はGVW7.5t超 ・平成29年規制はトラクター ・平成30年規制はGVW7.5t以下
			NMHC		0.23 (0.17)		NMHC		(0.17)		
			NOx		0.9 (0.7)		NOx		(0.4)		
			PM		0.013 (0.010)		PM		(0.010)		

※1 CO:一酸化炭素、HC:炭化水素、NMHC:非メタン炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質

※2 規制値 1.92 (1.15) とは、1台あたり上限値 1.92、型式あたりの平均値 1.15 を示す。

※3 GVW(車両総重量)3500kg以下のものについては、平成17年(2005年)からは11モードの測定値に0.12を乗じた値と10・15モードの測定値に0.88を乗じた値との和で算出される値に対し、平成20年(2008年)からはJC08モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値と10・15モードの測定値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し、平成23年(2011年)からはJC08モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値とJC08モードを暖機状態において測定した値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し適用。

※4 ガソリン・LPG車のPM規制は、吸蔵型NOx還元触媒を装着した希薄燃焼方式の筒内直接噴射ガソリンエンジン搭載車に対してのみ適用。(平成21年規制～)

※5 平成21年規制はGVW12t超の車両に対し、平成22年規制はGVW12t以下の車両に対し適用。

※6 WHTCモードを冷機状態において測定した値に0.14を乗じた値とWHTCモードを暖機状態において測定した値に0.86を乗じた値との和で算出される値に対し適用。

種別	現行規制				次期規制				備考		
	試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値			
二輪車	第一種原動機付自転車	二輪車モード (g/km)	CO	平成18年	(2.0)		CO			次期規制については検討中	
			HC		(0.50)		NMHC				
			NOx		(0.15)		NOx				
	第二種原動機付自転車	二輪車モード (g/km)	CO	平成19年	(2.0)		CO				次期規制については検討中
			HC		(0.50)		NMHC				
			NOx		(0.15)		NOx				
	軽二輪自動車	二輪車モード (g/km)	CO	平成18年	(2.0)		CO				次期規制については検討中
			HC		(0.30)		NMHC				
			NOx		(0.15)		NOx				
	小型二輪自動車	二輪車モード (g/km)	CO	平成19年	2.7 (2.0)		CO			次期規制については検討中	
			HC		0.40 (0.30)		NMHC				
			NOx		0.20 (0.15)		NOx				
ディーゼル特殊自動車	定格出力 19kW以上37kW 未満のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成25年	6.5 (5.0)		CO			次期規制については未定	
			NMHC		0.9 (0.7)		NMHC				
			NOx		5.3 (4.0)		NOx				
			PM		0.04 (0.03)		PM				
	定格出力 37kW以上56kW 未満のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成25年	6.5 (5.0)		CO			次期規制については未定	
			NMHC		0.9 (0.7)		NMHC				
			NOx		5.3 (4.0)		NOx				
			PM		0.033 (0.025)		PM				
	定格出力 56kW以上75kW 未満のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成24年	6.5 (5.0)	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成27年	(5.0)		
			NMHC		0.25 (0.19)		NMHC		(0.19)		
			NOx		4.4 (3.3)		NOx		(0.4)		
			PM		0.03 (0.02)		PM		(0.02)		
	定格出力 75kW以上130kW 未満のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成24年	6.5 (5.0)	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成27年	(5.0)		
			NMHC		0.25 (0.19)		NMHC		(0.19)		
			NOx		4.4 (3.3)		NOx		(0.4)		
			PM		0.03 (0.02)		PM		(0.02)		
	定格出力 130kW以上560kW 未満のもの	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成23年	4.6 (3.5)	8M 及び NRTCモード (g/kWh)	CO	平成26年	(3.5)		
			NMHC		0.25 (0.19)		NMHC		(0.19)		
			NOx		2.7 (2.0)		NOx		(0.4)		
			PM		0.03 (0.02)		PM		(0.02)		
ガソリン・LPG特殊自動車 定格出力 19kW以上560kW 未満のもの	7M (g/kWh)	CO	平成19年	26.6 (20.0)		CO			次期規制については未定		
		NMHC		0.80 (0.6)		NMHC					
		NOx		0.80 (0.6)		NOx					

※1 CO:一酸化炭素、HC:炭化水素、NMHC:非メタン炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質

※2 規制値 2.7 (2.0) とは、1台あたり上限値 2.7、型式あたりの平均値 2.0 を示す。

※3 8モード及びNRTCモードを冷機状態において測定した値に0.1を乗じた値と8モード及びNRTCモードを暖機状態において測定した値に0.9を乗じた値との和で算出される値に対し適用。